

配慮市長意見書

(仮称) ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業に係る計画段階配慮書に関する横浜市環境影響評価条例第11条第1項に規定する環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

横浜市長 林 文子

事業の実施や環境影響評価手続の実施に当たっては、事業の内容及び地域特性を考慮し、以下に示す事項に十分留意した上で、必要に応じ、配慮の内容や事業計画の見直しを行ってください。

1 全般的事項

- (1) 配慮事項に対する配慮の内容や検討するとしている事項については、適切に事業計画に反映させてください。
- (2) 今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。

2 配慮指針に掲げられている配慮事項

【配慮指針 別記 事業別の配慮事項「3 工場及び事業場等の建設（電気工作物の建設、自然科学研究所の建設を含む）」】

(1) グリーンインフラの保全と活用、健全な水循環の創出【配慮事項(5)】

「京浜の森づくり」に取り組んでいる地域であることから、来訪者の安全が確保されることを前提として、地域の方々が緑地の管理や活用等に接点をもてるような取組を検討してください。

(2) 緑化等による生物の生息生育環境の確保、生物多様性の保全と創造【配慮事項(6)】

既存の工場緑化や水辺環境を考慮して、生物多様性の観点から、良好な緑地の形成に努めてください。

(3) エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用【配慮事項(7)】

脱炭素化の実現に向けて、社会が大きく動いている現状を踏まえ、再生可能エネルギーの積極的な活用に努めてください。

(4) ヒートアイランド現象の抑制【配慮事項(11)】

まとまった緑地の形成に加えて、ヒートアイランド現象の抑制の視点から、さらなる芝生の設置や屋上緑化・壁面緑化を積極的に検討してください。

3 事業特性及び地域特性を踏まえ追加した配慮事項

(1) 地震や液状化等の災害に対する安全性への影響【配慮事項(22)】

液状化については、側方流動の可能性も考慮した上で検討し、必要に応じて対策を講じてください。